

# 居室を有する建築物の確認申請をされる方へ

建築基準法第28条の2のシックハウス対策に関する規定は、平成15年7月1日に施行されました。居室を有する建築物の確認申請等の際には、下記の書類等が必要になります。

## ●確認申請に関して

### 1 使用建築材料表

- (1) 換気計画上一体となる部分毎に作成してください。別紙1は参考書式です。
- (2) 設計図書に、別紙1と同様の内容が記載されていれば、上記(1)は不要です。
- (3) 告示対象外やF☆☆☆☆の材料のみを使用する場合でも使用建築材料表は必要です。
- (4) 壁紙その他透過性のある材料の場合、接着剤や下地の面積も加算される場合があります。
- (5) 複雑な天井や造り付け家具等は、展開図等を添付してください。
- (6) 2次加工製品は、原料のうち最も等級の低い材料で計算してください。

### 2 換気計画

- (1) 確認申請書第4面【8. 建築設備の種類】の別紙として、換気計画上一体となる部分毎に換気計算表を作成してください。換気計算表の床面積の合計と使用建築材料表の床面積の合計は同一となります。別紙2は参考書式です。
- (2) 設計図書に別紙2と同様の内容が記載されていれば、上記(1)は不要です。
- (3) 平面図に、換気経路及び給排気口を明示してください。
- (4) 居室の建具の種類で、隣接する廊下等と換気計画上一体となるかの判断をします。

	居室と廊下等の間の建具の種類	換気計画上の取扱い
ア	開き戸	有効開口100cm <sup>2</sup> のガラリ等又は1cm以上のアンダーカットが有る場合は換気計画上一体
イ	折れ戸・片引き戸（襖・障子含む）	どちらでも可
ウ	引違い戸・両引き戸（襖・障子含む）	換気計画上一体
エ	採光上2室1室の場合	建具の種類を問わず換気計画上一体

- (5) 居室と収納スペース等については、換気計画上次のように取扱います。

ア	換気計画上一体の場合	収納スペースも居室
イ	換気計画上一体でない場合	収納スペースは天井裏等

- (6) 換気計画部分の容積算定は、室面積×平均天井高で算定します。
- (7) ダクトを用いた換気設備の場合は、下記によります。  
ア 平面図に屋内端末・ダクト（径及び材質）・換気ファン・屋外端末を明示してください。  
イ ダクト経路が複雑な場合等は、圧力損失の考慮が確認できる計算書等の添付をお願いします。
- (8) 台所に設置されるレンジフードは、小風量の運転が可能でショートサーキットの防止が考慮されている場合においては、継続運転に支障がないものとしします。

### 3 天井裏等

- (1) 天井裏等の措置については、次のいずれかになります。

	天井裏等の対策	留意事項等
ア	換気設備による対策	平面図に換気ファンを明示（居室側が負圧にならないこと）
イ	気密層・通気止による対策	方法を明記（省エネ法の告示又は公庫の気密仕様等）
ウ	建築材料による対策	F☆☆☆以上のみ使用する旨を明記

- (2) 天井裏等の種類により、次のいずれかの措置となります。

	天井裏等の種類	留意事項等
ア	天井裏・廊下等	いずれでも可能
イ	押入れ・クローゼット等	換気設備又は建築材料による対策
ウ	造り付け家具等	建築材料による対策

### 4 その他

共同住宅の場合は、住戸タイプ毎（反転タイプを含む）に必要な書類を作成してください。

## ●完了検査に関して

### 1 完了検査申請

- (1) 完了検査申請書には、別紙3の工事監理報告書を添付してください。
- (2) 申請書第4面「工事監理の状況」は「別添工事監理報告書のとおり」と記載してください。

### 2 工事監理報告書

- (1) 建築主・工事監理者・工事施工者の連名で提出してください。
- (2) 法第5条の3により工事監理者を定めていない場合、監理者は不要です。
- (3) 2面は、該当事項を○で囲んでください。必要事項があれば追記してください。
- (4) 内装材取付け工事終了時の写真を添付してください。
- (5) 写真は、建材名・等級・撮影日時・撮影箇所・現場名が判断できるように撮影してください。
- (6) 3面として確認申請書の副本に添付した使用建築材料表の写しを添付してください。確認申請時に具体的材料名が未記入の場合は、使用した建築材料名を明記してください。
- (7) 大臣認定品を使用した場合は、認定書の写しを添付してください。

### 3 検査にあたって

- (1) 検査は、確認申請図書・工事監理報告書等を参照し、目視及び寸法測定等により行います。
- (2) 上記では判断ができない場合は、別途法第12条5項による報告を求めることがあります。
- (3) その他疑義がある場合は、納品書等の提出を求めることがあります。
- (4) 建築基準法のシックハウス対策は仕様規定のため、濃度測定等はいりません。

## ●その他

### 1 計画変更について

- (1) 使用建築材料の等級が下位のものとなる変更は計画変更となりますので注意してください。
- (2) 上記の計画変更手続きは、内装工事着手までに完了してください。
- (3) 換気設備の風量変更等は、計画変更となる場合がありますので、事前にお問合せください。
- (4) 計画変更申請の手数料は、変更となる換気計画部分の床面積によります。

### 2 既存不適格建築物の増築等について

- (1) シックハウス対策について既存不適格である建築物の増築等の際、当該増築等をする部分以外の既存部分についてはシックハウス対策（クロルピリホスの使用禁止を除く）の適用はありません。ただし、増築等をする部分と換気計画上一体となる既存部分については適用がありますので注意してください。
- (2) 5年以上経過した建築材料は規制対象外となります。
- (3) 5年間経過したことの確認は、検査済証その他の資料により行います。

### 3 仮設建築物について

仮設建築物についても、居室を有するものであればシックハウスの対策が必要です。

シックハウス対策に関するお問合せ

調布市都市整備部建築指導課

審査係 042 481-7515

構造設備監察係 042 481-7517



【8. 建築設備の種類】別紙

(居室毎の機械換気設備)

階	部屋名 (床面積㎡)	平均 天井高 (m)	気積 (m3)	必要有効 換気量 (m3/h)	換気 種別	有効換気量		換気回数	天井裏等への措置
						給気機 (m3/h)	排気機 (m3/h)		
合 計									

設計者資格  
 設計者氏名 \_\_\_\_\_

使用建築材料表

- ・住宅等の居室
- ・住宅等以外の居室

- ・第 3 種換気設備
- ・換気回数 0.5 (回/h)

表 1

記号	建築材料	種別	記号	建築材料	種別
a	複合フローリング	F☆☆☆	j	天井材 (天然木化粧合板)	F☆☆☆☆
b	構造用合板	F☆☆☆☆	k	床の間	F☆☆☆☆
c	普通合板	F☆☆☆☆	l	キッチン	F☆☆☆☆
d	木製階段	F☆☆☆☆	m	洗面化粧台	F☆☆☆☆
e	じゅらく塗り	F☆☆☆☆	n	玄関収納	F☆☆☆
f	開き戸・引戸	F☆☆☆☆	o	壁紙施工用でんぷん系接着剤	F☆☆☆☆
g	玄関収納	F☆☆☆☆	p	ビニルクロス	F☆☆☆☆
h	引違建具	F☆☆☆☆	q	畳	告示対象外
i	収納扉	F☆☆☆☆	r	塩化ビニル製床材	告示対象外

表 2

階	部屋名 (床面積㎡)	内装仕上げ の部分	種別	記号	幅 (m)	高さ (m)	面積 (㎡)	係数 N	使用面積 (㎡)	使用面積合計 (判定結果)
1	和室 (11.59)	床	告示対象外	q						44.99 ㎡ (OK)
		壁	F☆☆☆☆	e						
		天井	F☆☆☆☆	j						
		引戸	F☆☆☆☆	f						
		引違建具	F☆☆☆☆	h						
	LDK (26.50)	フローリング	F☆☆☆	a			26.25	0.5	13.13	
		壁	F☆☆☆☆	o,p						
		天井	F☆☆☆☆	o,p						
		開き戸	F☆☆☆☆	f						
		引違建具	F☆☆☆☆	h						
	廊下・ホール (10.77)	キッチン	F☆☆☆☆	i						
		フローリング	F☆☆☆	a			10.77	0.5	5.39	
		壁	F☆☆☆☆	o,p						
		天井	F☆☆☆☆	o,p						
		開き戸・引戸	F☆☆☆☆	f						
	階段 (4.14)	玄関収納	F☆☆☆	g	2.73	2.4	6.55	0.5	3.28	
		壁	F☆☆☆☆	o,p						
		天井	F☆☆☆☆	o,p						
		踏み板	F☆☆☆☆	d						
	浴室 (3.30)	蹴込	F☆☆☆☆	d						
ユニットバス										
洗面所 (3.30)	床	告示対象外	r							
	壁	F☆☆☆☆	o,p							
	天井	F☆☆☆☆	o,p							
	開き戸	F☆☆☆☆	f							
トイレ (1.82)	洗面化粧台	F☆☆☆☆	m							
	床	告示対象外	r							
	壁	F☆☆☆☆	o,p							
	天井	F☆☆☆☆	o,p							
2	主寝室 (21.53)	開き戸	F☆☆☆☆	f						
		収納扉	F☆☆☆☆	i						
		フローリング	F☆☆☆	a			21.53	0.5	10.77	
		壁	F☆☆☆☆	o,p						
	子供部屋 (18.22)	天井	F☆☆☆☆	o,p						
		開き戸	F☆☆☆☆	f						
		収納扉	F☆☆☆☆	i						
		フローリング	F☆☆☆	a			18.22	0.5	9.11	
	廊下 (6.62)	壁	F☆☆☆☆	o,p						
		天井	F☆☆☆☆	o,p						
		開き戸・引戸	F☆☆☆☆	f						
		収納扉	F☆☆☆☆	i						
トイレ (1.60)	フローリング	F☆☆☆	a			6.62	0.5	3.31		
	床	告示対象外	r							
	壁	F☆☆☆☆	o,p							
合計	天井	F☆☆☆☆	o,p							
	開き戸	F☆☆☆☆	f							
109.39㎡										

上記は2階建の戸建て住宅で、収納部分を除く住宅全体を換気計画上一体とした場合の記入例です。

設計者資格

設計者氏名

【8. 建築設備の種類】別紙

(居室毎の機械換気設備)

階	部屋名 (床面積㎡)	平均 天井高 (m)	気積 (m <sup>3</sup> )	必要有効 換気量 (m <sup>3</sup> /h)	換気 種別	有効換気量		換気回数	天井裏等への措置
						給気機 (m <sup>3</sup> /h)	排気機 (m <sup>3</sup> /h)		
1	和室 (11.59)	2.50	28.98		第3種				F☆☆☆以上とする
	LDK (26.50)	2.50	66.25						
	廊下・ホール (10.77)	2.50	26.93						
	階段 (4.14)	3.30	13.66						
	浴室 (3.30)	2.00	6.60						
	洗面所 (3.30)	2.20	7.26				70		
	トイレ (1.82)	2.20	4.00						
2	主寝室 (21.53)	2.40	39.74						
	子供部屋 (18.22)	2.40	43.73						
	廊下 (6.62)	2.40	15.89				30		
	トイレ (1.60)	2.20	3.52				40		
合計			256.56	128.28			140	0.55	

上記は2階建の戸建て住宅で、収納部分を除く住宅全体を換気計画上一体とした場合の記入例です。各居室に給気口を設けて、1階の浴室・トイレ・洗面所（サニタリー系統）及び2階のトイレ・廊下に換気ファンを設けた第3種換気設備を想定しています。

設計者資格

設計者氏名 \_\_\_\_\_

建築基準法第12条第5項の規定に基づく  
工事監理報告書（シックハウス対策関係）

下記のとおりシックハウス対策における建築工事の施工結果を報告します。  
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

様

工事監理者 住所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
会社名 \_\_\_\_\_ 級建築士事務所 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
氏名 \_\_\_\_\_ 級建築士 登録第 \_\_\_\_\_ 号

工事施工者 住所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
会社名 \_\_\_\_\_ 建設業の許可 大臣・知事（ \_\_\_\_\_ ）第 \_\_\_\_\_ 号  
氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては、その事務所の所在地・名称・代表者氏名)

建築主 住所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

記

工事現場	名称				工区棟	工事の種類	新築・増築・改築 大規模の修繕／模様替		
	所在地				電話 _____				
設計者	氏名			所属会社	電話 _____				
階数	地下 階	地上 階	塔屋 階	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>		
高さ	軒高	m	最高の高さ	m	確認済証交付機関				
確認年月日及び番号				年	月	日	第	号	
計画変更年月日及び番号				年	月	日	第	号 (変更内容は別紙)	
				年	月	日	第	号 (変更内容は別紙)	
換気設備	1. 機械換気設備    2. 機械換気設備 (居室内の空気を浄化して供給する方式) 3. 中央管理方式の空調設備    4. その他 ( _____ )								
監理者総合所見					受付欄 ※				

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
2 監理者総合所見については、建築士法上建築士の資格を必要としない建築物の場合は、建築主又は代理者又は施工者が記入してください。

## シックハウス対策確認項目報告

検査・確認事項を○で囲むこと

居室等	建築材料	<p>1 各居室等の下地における建築材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>2 各居室等の接着剤の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>3 各居室等の仕上げにおける建築材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>4 各居室等の塗料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>5 造り付け家具等の材料の種類及び使用面積が、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>6 その他 ( )</p>
	換気設備	<p>7 換気計画上一体となる部分は、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>8 換気の種類及び換気ファンの能力は、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>9 給排気口及びダクト等の配置は、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>10 換気設備作動時に、気流、温度、騒音等により居室の使用に支障が生じないことを確認した。</p> <p>11 その他 ( )</p>
	その他	<p>12 各居室等の建具及び造り付け家具の種類及び形状が、確認図書と同一であることを確認した。</p>
天井裏等の措置	建築材料	<p>1 建築材料の種類は、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>2 その他 ( )</p>
	換気設備	<p>1 換気の種類及び換気ファンの能力は、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>2 給排気口及びダクト等の配置は、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>3 居室側が負圧にならないことを確認した。</p> <p>4 その他 ( )</p>
	気密層・通気止	<p>1 居室との区画方法は、確認図書と同一であることを確認した。</p> <p>2 その他 ( )</p>
写真	(別添のとおり)	

- 注1) 写真は、建築材料、ホルムアルデヒド発散材料の等級、撮影日、撮影箇所及び現場名が判断できるものを提出してください。
- 注2) 換気ファン及びダクトの配置等が完了検査時に確認できない場合は、写真及びカタログ又は換気風量の測定結果等を提出してください。

